

2014年1月20日 全5頁

## 厳しすぎたバーゼル規制に緩和の流れ

レバレッジ比率規制の緩和は、ストレステストの発表を控えた欧銀にとってややポジティブ

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 15

ロンドンリサーチセンター シニアエコノミスト 菅野泰夫

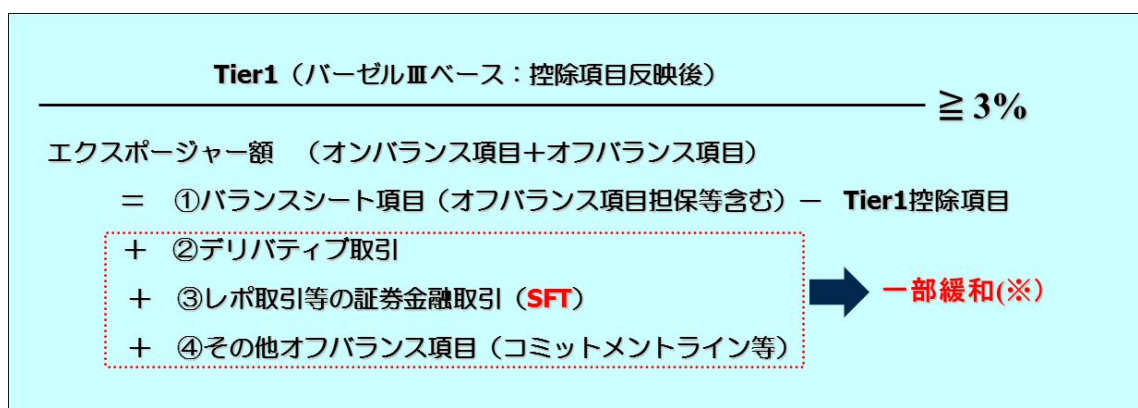
### [要約]

- 1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）の合意を受け、銀行のレバレッジ比率規制の算出基準を緩和する報告書を発表した。今回の報告書は、レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）を修正する内容となっており、実質的に厳しすぎたレバレッジ比率規制を緩和する方向性が示唆された。
- 一連の修正の中で、レポ取引等の証券金融取引（SFT）、デリバティブ取引に関して、特定の条件を満たせば、一部ネットリングが許容されたことが特筆すべき点であろう。今回の緩和の決定に対しては、これまで（短期流動性資産等でバランスシートを調整するなど）経済実態上無意味な対応に翻弄されていた銀行関係者にとってようやく収束の糸口が見えた格好だ。
- とりわけ今回の緩和の背景には、ECBによる銀行監督の一元化に向けた、ストレステストを含む包括的審査の追加情報の公表を1月末に控えた中で、欧銀への余計なプレッシャー（デレバレッジの圧力）を回避したいGHOS（BCBS）の一定の配慮も見え隠れする。（発表直後の）13日以降、欧銀セクターの株価は上昇し、2011年以来、約3年振りの高値水準を推移している。
- すでにシティでは、普通株式等 Tier1 比率という従来の規制資本への信頼は低下しつつあり、今後は、レバレッジ比率および、今回、同時に緩和の方向性が示された流動性規制が、銀行の健全性を測る指標として優勢との指摘が絶えない。無論、現段階において、多くの欧銀にとってレバレッジ比率上の資本が十分に確保されている訳でなく、過剰流動性が日々縮小する欧州金融市場にとって、今後も規制対策には予断を許さない状況といえる。最終的な数値目標も3%から更なる引き上げの可能性も残されているため、当面、各行は新しい銀行規制への対応を急ぐ必要があることには変わりないといえよう。

## レバレッジ比率の緩和を発表

1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Central Bank Governors and Heads of Supervision）の合意を受け、銀行のレバレッジ比率規制の算出基準を緩和する報告書を発表した<sup>1</sup>。昨年6月に発表されていた改正案（市中協議文書<sup>2</sup>）では、レポやデリバティブ取引のネットティングを認めないという厳しい内容であったため、各国の投資銀行は軒並み内部留保の積み増しや、デレバレッジ対応に直面していたといえよう。今回の報告書は、市中協議により寄せられたコメントを入念に検討し、銀行のデータを徹底的に分析し考えうる影響評価を行った後、BCBSが一連の修正として発表したものである。この修正内容はレバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）に関連するものが中心であり、実質的に厳しすぎたレバレッジ比率規制を緩和する方向性が示唆されている（図表1参照）。今回の緩和の決定に対しては、これまで（短期流動性資産等でバランスシートを調整するなど）経済実態上、無意味な対応に翻弄されていた銀行関係者にとってようやく収束の糸口が見えた格好だ。

図表1 証券金融取引の見直し（ネットティングする試算イメージ）



（注※）2013年6月発表資料からの技術的なエクスポージャー額算出の修正部分の概要は以下のとおり

- ① 証券金融取引（SFT：Securities Financial Transaction）にはレポやリバースレポといった取引が含まれる。今回発表された最終基準により、特定の条件を満たせば、レバレッジ比率におけるエクスポージャー額を減らすために、同一カウンターパーティとのネットティングが可能となる。
- ② その他のオフバランス項目（コミットメントライン等）では、一律100%の掛け目（CCF：Credit Conversion Factor）をオンバランスシートのエクスポージャー額として分母に算入する代わりに、（バーゼル基準の）リスクベースにおける標準的手法と同等の与信リスクに対する掛け目が用いられる。※フロア（下限）は10%。
- ③ 変動証拠金：デリバティブエクスポージャーに関連した変動証拠金は、特定の条件を満たす場合、レバレッジ比率におけるエクスポージャー額を減少（ネットティング）させることができる。
- ④ 中央清算機関：エクスポージャー額の二重計上を防ぐため、清算会員が適格中央清算機関（QCCPs：Qualifying Central Counterparties）の履行を顧客に対して保証しない場合、関連する適格中央清算機関に対する清算会員の取引エクスポージャー額を除外することができる。
- ⑤ クレジットデリバティブ：エクスポージャー額に含まれる実質的な想定元本は、最大潜在的損失額の水準を上限とすることが可能であり、ヘッジ対象が拡大されることもある。

（出所）BCBS発表資料により大和総研作成

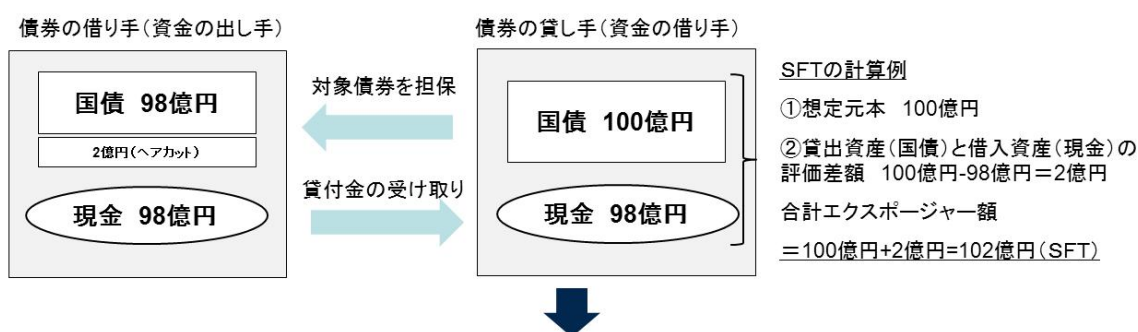
1 BCBS、“Basel III leverage ratio framework and disclosure requirements”、2014年1月12日。

2 BCBS、“Revised Basel III leverage ratio framework and disclosure requirements”、2013年6月26日。

## エクスポージャー額（分母）修正の内容

昨年の改正案で特に注目されたのが、レポ取引等の証券金融取引（SFT: Securities Financial Transaction）に関する取扱いであろう。6月の改正案ではSFT資産の計上において、会計上のネットtingは、ほぼ許容しないとの内容に変更されていた。今回発表された報告書では、両取引の決済日、決済システムが同一であることなど特定の条件を満たせば、同一カウンターパーティとのネットtingが可能となった（図表2参照）。

**図表2 レポ取引での証券金融取引（SFT）の見直し（ネットting試算イメージ）**



(2014年1月発表)

① SFT資産をネットtingできない場合

= SFT(102億円) + 担保分の国債(100億円) = 202億円

② SFT資産をネットtingできる場合(同一カウンターパーティ、同一決済日等の反対取引等があった場合)

= SFT(2億円) + 担保分の国債(100億円) = 102億円 (①の約0.505倍となる)

(注) 本ケースはあくまでも現時点における報告書を解釈して試算したケースであり、今後実務方針に従って変更される可能性がある。

(出所) BCBS 発表資料により大和総研作成

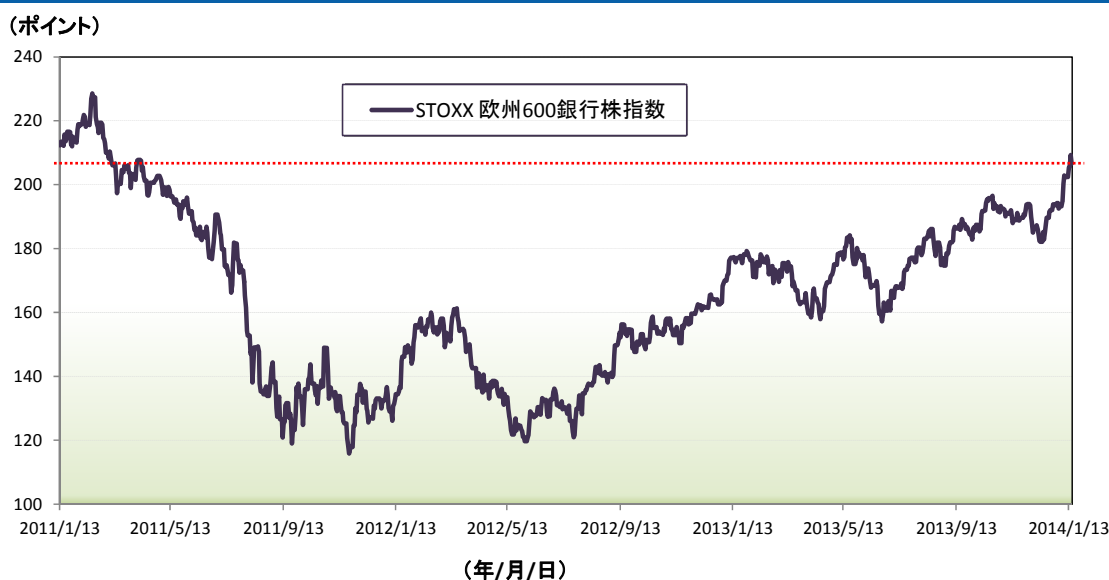
特に米国会計基準では、マスター・ネットting・アグリーメントのもとで同一の相手方との間において生じ、同一日に同一口座による決済が定められているなど、一定の条件を満たす場合にはレポ取引で生じた債権・債務を会計上相殺することができる<sup>3</sup>。この会計上のネットting効果をレバレッジ比率規制上で利用できない改正案のままでは、米国でレポ市場を多用していた銀行等への影響は想定以上に大きくなっていった。無論、全面的にネットtingを許容していた状態に戻った訳ではないが、減少していた長期タームレポ取引が回復するなどの一定の効果は期待できるといえる。同様にデリバティブ取引に対しても、変動証拠金として現金を授受している場合であっても全面的にネットtingが禁止されていた6月の改正案から一転し、証拠金がデリバティブポジションの時価に基づき算出されたものであることや同一通貨であることなど、特定の条件を満たす一部の場合はネットtingが許容されている。

3 FIN41 等

## ストレステストを控えた欧銀にとってはややポジティブ

今回の発表により、邦銀はもとより米欧の銀行が、レポやデリバティブ取引を大規模に縮小する事態からは、少なからず後退したともいえる。とりわけ今回の緩和の背景には、ECBによる銀行監督の一元化に向けた、ストレステスト等を含む包括的審査の追加情報の公表を1月末に控えた中で、欧銀への余計なプレッシャー（デレバレッジの圧力）を回避したいGHOS（BCBS）の一定の配慮も見え隠れする。現在の見通しでは、ECBに銀行監督と金融政策の両方の役割がある以上、ECBによる包括審査が、より踏み込んだ内容になるとの見方は弱いといえる。しかしながら、想定以上に厳しい査定を実施した場合（ストレステストの条件がシビアとなる可能性も含めて）、更なる銀行貸出の抑制を避ける狙いがあるとの穿った見方もできる。この一連の発表直後（13日以降）、欧銀の株価は上昇し2011年以来、約3年振りの高値水準を推移している（図表3参照）。

図表3 欧州銀行株価指数の推移



(出所) Bloomberg データより大和総研作成

## 健全性を計る指標は、普通株式等 Tier1 比率からレバレッジ比率と流動性規制にシフト

レバレッジ比率およびその構成要素は、国内管轄当局への銀行レベルでの報告が既に開始されているが、開示は2015年1月1日からとなる。比率の定義や水準に対する最終的な調整は2017年まで実施され、適切な見直しおよび調整に基づき2018年1月1日より第1の柱（最低所要自己資本比率）への統合を目指している。すでにシティでは、普通株式等 Tier1 比率という従来の規制資本への信頼は低下しつつあり、今後はレバレッジ比率と、流動性規制<sup>4</sup>が銀行の健全性を測る指標として優勢となっていることは重要な事実として認識すべきであろう。無論、現段

4 今回、同時に緩和が示唆された流動性規制のうち NSFR（安定調達比率）は、遂に市中協議文書が発表された。従来からドラフトの中で提示されていた ASF（安定調達額）は、個人・中小企業からの安定した預金は従来の90%→95%に、個人・中小企業からのその他の預金は従来の80%→90%に引き上げる等の変更を行った。ただし、短期のホールセール調達に過度に依存することを制限する規制の大枠は変化しておらず、依然、法人預金が多い金融機関にとっては厳しい指標であることは変わらない。

階において、多くの欧銀にとってレバレッジ比率上の資本が十分に確保されている訳でなく、過剰流動性が日々縮小する欧州金融市場にとって、今後も規制対策には予断を許さない状況といえる。最終的な数値目標も3%から更なる引き上げの可能性も残されているため、当面、各行は、新しい銀行規制への対応を急ぐ必要があることには変わらないであろう。

(了)